

学習塾事業者における新型インフルエンザ対策ガイドライン

社団法人全国学習塾協会

本ガイドラインは、厚生労働省の定める「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に基づき、学習塾事業者（以下「事業者」という）における新型インフルエンザ対策の参考とするために作成したものである。新型インフルエンザ対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環として学習塾事業者が事業所等（以下「事業所」といい、業務に係るすべての部署を指す）において対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になる。

本ガイドラインは、今後の情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて、修正を加えるものとする。

一、新型インフルエンザとは

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるように変化し、ヒトからヒトへと効率よく感染するようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

新型インフルエンザの主な感染経路は飛沫感染と接触感染と考えられており、空気感染が一般的に起きる可能性は低い。

二、新型インフルエンザ対策の基本方針

- (1) 塾生・従業員等の安全の最優先
- (2) 事業所における感染拡大の防止
- (3) 事業継続計画の策定

三、新型インフルエンザ発生前の準備

(1) 危機管理体制の確認

事業者は、事業所において、必要に応じ、新型インフルエンザ対策の準備、発生時の対応のため、事業者・事業所の最高責任者、産業医を含めた対策本部や、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業所内の連絡網などの危機管理体制を確認する。

また、各事業者は新型インフルエンザの流行をはじめ自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる

事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画（事業継続計画＝BCP）を策定することが望ましい。

（２）情報収集及び周知方法の確立

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や、世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、社団法人全国学習塾協会（以下「協会」という）、保健所及び専門医等関係機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者としての対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

（３）新型インフルエンザ流行時の業務運営体制の検討

事業者は、従業員等が欠勤した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて業務運営体制について、事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

（４）従業員等への感染の予防のための事業者・事業所における事前の措置

事業者は従業員等との間の感染拡大を防止する意識を高めるため、事業所において、事前に、必要に応じて、以下の措置を講じる。

日常的な感染予防策を実行する。

- ・人と人の距離（２メートル以上）の保持
- ・石鹸及び手指消毒用アルコールでの手洗いの励行
- ・マスクの着用
- ・手指が触れる場所の清掃・消毒
- ・通常のインフルエンザワクチンの接種

従業員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。

従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。

可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。

- ・在宅勤務で可能な業務の有無
- ・対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
- ・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避
- ・授業休講等発生時の塾生・保護者及び従業員等への連絡方法

など。

（５）感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

新型インフルエンザ発生後は、マスク等の感染予防物品の買い占め等による、物品の不足が想定されるため、各職場では必要になる物品を予め備蓄しておくことが望ましい。

マスク

- ・他者と近距離での接触が避けられない業務では、会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使用する。

- ・マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましい。
- ・N95マスクに関しては、インフルエンザ症状のある人との近距離での接触が予想される場合にのみ必要である。
- ・健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。
- ・マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

手袋

- ・患者発生後の職場における、消毒作業や環境整備の際に使用する。
- ・防水性で、使い捨てタイプのものが望ましい。

石鹸及び手指消毒用アルコール

- ・石鹸を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが望ましいが、それが困難な場合の代用として使用する。

(6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

新型インフルエンザの流行の波は複数回あると考えられており、1つの波の流行期間は約2ヶ月間続くと考えられている。厚生労働省の定める「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では当該2ヶ月間機能停止することで国民生活や社会機能が破綻するおそれがあるものを社会機能維持者（治安維持、ライフライン等）の対象としているが、学習塾事業者は対象となっていない。

四、国内外で新型インフルエンザが発生した直後からの対応

(1) 情報収集及び周知

事業者は、国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、協会、保健所及び専門医等関係機関等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・事業所としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

(2) 事業所内での感染拡大防止のための措置

事業者は、事業所内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

従業員等に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。

個人での感染予防や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。

38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば入社しないように要請する。

自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。

(3) 塾生及び従業員等の安全最優先のための措置

新型インフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られており、国内で

も発生が見られる状態にあっては、塾生及び従業員等の安全最優先のために以下の措置等を講ずることが望ましい。

事業者は、新型インフルエンザと認められた患者および当該患者の接触者が関係する発生地域である学校等が臨時休校を行った場合、塾生の通塾停止を含めた所要の措置を検討する。

事業者は、事業所の所在する地域の地方自治体において、所要の勧告・要請等が出された場合、それに従うよう努める。

塾生及び従業員等のだれかが事業所内において、発症（発症を疑わせる症状を呈する者を含む）した場合、適切な対応例として以下の措置を講ずる。

- ・発熱・咳・全身痛など通常のインフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく最寄りの医療機関を受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者に感染させてしまう「二次感染」のおそれがある。その場合はまず、保健所等（発熱相談センター）に連絡し、都道府県等が指定する医療機関など（発熱外来などを設置）を受診する。
- ・発症者が上記医療機関を受診するときはもちろん、外出時、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がける。
- ・感染者に接触した者は自宅待機を要請されることがあり、また状況に応じて予防薬が配布されることがあるので、保健所からの連絡をよく聞く。

（４）海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

事業者は、海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成18年10月1日改訂 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター）等を参考としつつ、事業所として、必要に応じて、適切な措置等を講ずる。

（５）従業員等への予防的措置のための知識の啓発

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

外務省の渡航情報（感染症危険情報等）に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。

発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。

「咳エチケット」を心がける。

- ・咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。

- ・咳をしている人にマスクの着用を促す。
- 従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう促す。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。
- 不要不急の外出を自粛する。

五、国内で新型インフルエンザの感染がさらに拡大した時の対応

(1) 情報収集及び周知

事業者は、感染情報の収集及び周知を引き続き行う。

(2) 業務運営体制の検討

事業者は塾生と従業員等の安全を最優先して考え、業務運営体制について、事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて次のような対策を講じる。

必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。

国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に従うよう努める。

保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

(3) 塾生及び従業員等の安全最優先のための措置

新型インフルエンザ感染が確認され、国内でも発生が見られ、パンデミック（広範かつ急速に広がり世界的大流行を呈する状況）の発生リスクが高まっている状態にあつては、塾生及び従業員等の安全最優先のために以下の措置等を講ずることが望ましい。

事業者は、新型インフルエンザと認められた患者および当該患者の接触者が関係する発生地域である学校等が臨時休校を行った場合、該当する地域の塾生の通塾停止の措置を講ずる。

事業者は、事業所の所在する地域の地方自治体において、所要の勧告・要請等が出された場合、それに従うよう努める。

さらに、国内でもパンデミックが発生し、厚生労働大臣による非常事態宣言が出される状態における塾生及び従業員等の安全最優先のためにすべての事業者は、塾生の通塾停止の措置を講ずる。

(4) 事業所内での感染拡大防止のための措置

事業者は、事業所内での感染予防のために、従業員等に対して以下の措置等を講ずる。

新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化する。

食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。

可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。

- ・従業員等の在宅勤務
- ・重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
- ・電話会議やビデオ会議への変更

・ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
事業所内での感染拡大防止の方法として別表が参考となる。

(5) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化

事業者は、新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を強化する。

国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報を注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。

外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。
マスク、うがい、手洗いを励行する。

「咳エチケット」を心がける。

従業員等に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。

不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。

不要不急の外出を自粛する。

(6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

六、事業継続計画の策定

新型インフルエンザは、8週間程度またはそれ以上の流行の波が2～3回程度発生する可能性があると考えられる。また、感染拡大を防止するため、人の集合する場や機会を提供する一部の事業者に対して、政府や自治体から事業活動の自粛を要請される場合がある一方、その場合も休業補償が得られない可能性が高い。

事業者は、新型インフルエンザによる事業継続上のリスクに対して適切な対策を講じる必要がある。

七、関係省庁との協力・連携

協会は、経済産業省等から示される新型インフルエンザに関連する情報に関して、所属する事業者等への周知を行う。

また、経済産業省の要請に基づき、所属する事業者等から情報を収集する。

附 則

本ガイドラインは、平成21年1月25日から施行する。

別表 事業所内での感染拡大防止の方法

目的	区分	対策例
感染機会の減少	全般	・在宅勤務 ・職場内等での宿直
	通勤	・時差出勤 ・自家用車・徒歩・自転車による出勤
	外出等	・出張や社外での会議の中止
職場での感染拡大の防止	感染者を入れない	・出勤前の体温測定や出勤時の問診 ・訪問者の立ち入り制限(訪問者のスクリーニング)
	接触距離を保つ	・会議の開催抑制や、互いに離れての会議 ・職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用 ・電話、FAX、メール等の活用 ・フレックスタイム制
	感染を防ぐ	・マスク着用、咳エチケット ・手洗または手指の消毒の励行 ・職場の清掃、消毒
代替要員の確保		・複数班による相互に接触しない形での交替勤務(スプリットチーム制) ・別の仕事もできるように訓練(クロストレーニング)

東京商工会議所「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン(第1版)」を参考に作成